委員提出資料

太田委員

岩松委員

長谷川委員

北海道子どもの未来づくり審議会社会的養育推進計画検討部会 委員 太田 正一 委員 岩松 弘毅 委員 長谷川 寛治

都道府県社会的養育推進計画の策定について

先に行われました平成30年度第1回北海道子どもの未来づくり審議会 社会的養育推進計画検討部会における意見について、次の通り補足意見を申し述べますので、よろしくお取り計らいをお願い致します。

1. 都道府県社会的養育推進計画策定の意義

H28 改正児童福祉法に基づく今般の計画策定は、名称が示す通り「社会的養育」の推進計画であり、法の理念である「子どもの最大の利益」を実現する為、一般の実親家庭から代替養育の家庭まで様々な状況に置かれた子どもへ、必要度に応じた支援を行うとの基本的な考え方のもとで、社会的養護の実施体制を構築していくものであります。

構築される支援体制は将来にわたって様々な家庭で養育される子どもへの支援モデルとなるものであり、子どもの置かれる状況がどの様に変わろうとも帰属感や安心感などのパーマネンシー保障を確保できる実施体制が何よりも重要である。

したがって、「社会的養護」分野の計画策定においても「家庭」「施設」の量的な視点や円滑な執行にのみ捉われることなく、パーマネンシーを確保した支援体制をどの様な形で如何に構築するかを最大の眼目とすべきである。

2. 個別項目に対する意見

(1) 基本的考え方及び全体像について

前述したとおり、この度の計画策定は代替養育(家庭養護)の子どもへの支援について、具体的体制やあり方、内容、整備手法など現場での道筋を示すものであることから、各児童相談所や里親部門での議論を行うとともに財源や人材育成な

ど行政資源の確保を図り実効性のある計画とすべきである。

また、目標値や体制などについては中間時点での見直しもあることから、長期的視点 に立って実現性の高い計画として頂きたい。

(2) アドボカシーについて

子どもの権利擁護については、長期的、客観的視点に立って子どもの最大の利益 を判断できる第三者的な機能が必要であり、家庭養護を補強する制度として頂き たい。(※参照)

(3) 代替養育を必要とする子どもの数の見込みについて

2024 年度時点での見直しもあることから、短期的なトレンドを追うのではなく、 長期的な視点に立った見込みとして頂きたい。

(4) 里親等への委託の推進について

子どものパーマネンシー保障を確保できる里親等への委託の推進は、改正児童福祉法の柱でもありますが、このためには現行のフォスタリング業務を如何に強化するかが本計画の最大の課題でもあります。

例えば、フォスタリング業務の中核となるのは、里親との信頼関係を基盤として子どもの成長を確認しながら、里親と一緒に不安や悩みと向き合い、里親が自信を持って養育を行えるように取り組むソーシャルワーカーであり、担当児童福祉司と協働しながら、チーム養育を担う実施体制が必要となっております。

また、里親のPRやリクルートにおいても、これまでの応募を待つ形から広告媒体や広報、フリーペーパーの利用、身近な場所でポスティング、説明会など一般市民が養育里親に関する情報に日常生活の中で触れる機会を数多く作り、里親制度に関心を持つきっかけを作ることが重要であろう。

その他、各種研修業務や福祉・保健・医療など専門職によるサポート、支援のコーディネートとモニタリングなど様々な体制を構築していく必要があります。

これらの体制構築にあたっては、民間フォスタリング機関が整っていない地域の実情を鑑み、段階的な構築を地域に即して進めることが重要です。

まず第1に、各児童相談所にフォスタリング業務に対応する専任職員の配置やチームなどを設置し体制を整える。そして、各地域の関係者(家庭相談員、児童家庭センター相談員、里親支援専門員、里親会など)が連携して、地域の実情に応じたフォスタリング機関のあり方を検討する。

次に各児童相談所が持つソーシャルワークやマッチング、支援コーディネート機能に、リクルート、アセスメントなど地域にある民間の機能を融合させた体制でフォスタリング業務を行い、その間人材を育成することにより最終段階で民間フォスタリング機関が中核となる体制を構築するなど、各地域の児童相談所が中心となって段階的整備手法を採ることにより実現性を確保する。

いずれにしても、これらの体制は家庭的養護の子どもに限らず、あらゆる家庭養育への支援に不可欠であることから、本推進計画においては最も重要な取り組みとなる。

(5) 特別養子縁組等の推進について

実親による養育が困難な子どものパーマネンシーを確保できる一義的支援であることから、担当窓口を強化して積極的に進めるべきである。

※参考

オランダロッテルダム市「Flexus Jeugd plein」(里親に関わる団体)で聴取

- ・この組織は里親の募集・登録・研修・支援・里親と子どものペアリング・養子縁組 などを行っており、オランダ全土に設けられている。
- ・人件費等は国から出ているが、国の機関ではなく公益法人のようなものである。
- ・この事務所の担当地区はロッテルダム市とその周辺で、人口は約 60 万人。里親は 700 人、里子は 900 人いる。この子どもたちの成育状況を観察し、報告書にまとめる 人 (デクライダー) は 60 人位いる。
- ・デクライダーの報告を元に、必要なサービスや子どもの処遇が決定され、1年おき に見直される。
- ・デクライダーの里親家庭への訪問又は子どもとの面談は、通常6週間に1回程度だが、問題のある子どもの場合にはもっと頻繁になる。また、問題のある子どもには、 それぞれの分野の専門的家、たとえば児童心理学やケアの専門家が訪問する。